

斯の如く因島に於ける嘗て無かりし一種言ふべからざる異常の緊張味を呈す
 ると共に主謀者を失ひたる争議団に於ては愈々望の大恐慌を生ずるに至り、
 然れども因島の暗雲散芝とす。主謀者を失ひたる争議団は、事茲に至りては、
 如何とも為難く、彼等の執拗なる態度を變じて、遂に大阪より来れる、国粹
 会員粟村栄一氏に萬事無條件にて一任する事、各支部幹部会に於て、協
 議一決したるを以て粟村氏は、直下之を串畑隊長代表、並に三原町々会議員
 森三郎氏に通知したるを以て、同日午後より城山俱樂部に於て、

職長代表 串畑豊吉、野呂儀三郎(以上土生)

村上増一、田中芳太郎(以上三庄)の四氏

國粹会 森三郎(三原町會議員) 森下章五郎(下関関口組)

栗村栄一(大阪太政官組)の三氏

土生町有志 須右三郎、柏原精一、西氏

争議団幹部 遠坂三志、村上武一 (以上西氏は會議中特に警察の取調の中止
 を願ひて出席せる由)

従業員側

外に麻生市蔵、土屋龜一、足林勘一、以上三氏も参加して會議を開催し、争

議団幹部との接衝を重ね、調停案を作製し午後八時迄調停者串畑隊長代

表は森三郎氏同道、工場長自宅に於て、並に工場長、竹内主事兼事務部長、

調停案

- 一、要求を撤回し、工場長を信頼し、一狂言事。
- 二、金貳万円を失業救済金として工場より解雇者に支給すること。
- 三、残留職工に対し、二萬六千円を貸與し、内一萬三千円を贈呈すること。
- 四、今後の能率増進を認めたる時は適宜昇給せしむる事。
- 五、解雇者は普通解雇として一般承認せらる、様取計不奉。
- 六、定期職工として成績優秀なる者は四月以上在在過したるときは常備職工とする事。